

ごみゼロ社会推進あいち県民会議規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、ごみゼロ社会推進あいち県民会議(以下、「県民会議」という。)と称する。

(事務所)

第2条 県民会議は、事務所を愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県環境局資源循環推進課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 県民会議は、住民、事業者、行政が相互に連携しながら、一体となつてごみゼロ社会の形成を推進することにより、公衆衛生の向上、環境の保全、資源の有効利用の促進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ごみゼロ社会の形成推進に関する普及啓発
- (2) ごみゼロ社会の形成推進に関する情報の収集、提供
- (3) ごみゼロ社会の形成推進に関する調査、研究
- (4) 3R活動推進フォーラムへの参加
- (5) 県民会議の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 県民会議は、県民会議の目的に賛同して入会した団体をもって構成する。

(会費)

第6条 県民会議の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

なお、事業実施上特に必要と認めるときは、総会の承認を得て、会員から特別会費を徴収することができる。

(入会)

第7条 県民会議の会員になろうとする者は、県民会議の目的に賛同し、別に定める入会申込書の会長への提出をもって会員とする。

(退会)

第8条 会員が県民会議を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

なお、納入した会費は返還しない。

第4章 役員

(役員)

第9条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事(会長及び副会長を含む。) 20名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において選任する。

(職務)

第10条 会長は、県民会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、県民会議の会計を監査する。

(任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

第5章 会議

(種別)

第12条 県民会議の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

3 総会は、毎年度1回開く。ただし、会長が必要と認め理事会の承認を得た時、又は会員の3分の1以上の要求があったときに臨時にこれを開く。

- 4 総会は、会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。
- 5 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席した過半数の同意をもって総会の議事を決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 やむ得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は出席する他の会員に表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会)

第14条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、本規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の要求があったとき、会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。

4 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、出席した過半数の同意をもって理事会の議事を決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(幹事会)

第15条 理事会に会長の指名する者で構成する幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

4 幹事会は、県民会議の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。

5 幹事会は、幹事長が招集する。

(部会)

第16条 理事会に、企画、立案等に必要な調査研究を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において議長が指名した議事録署名人が署名しなければならない。

(報酬及び費用の弁償)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第19条 県民会議の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 資金から生ずる収入
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第20条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第21条 県民会議の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第22条 県民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第23条 この規約は、総会において出席した会員の過半数の同意を得なければ変更することはできない。

(解散)

第24条 県民会議を解散する場合は、総会において、出席した会員の過半数の同意を得なければならない。

第8章 雑則

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成5年11月5日から施行する。
- 2 この県民会議の設立の役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、平成7年度の総会までとする。
- 3 県民会議の設立当初の会計年度は、第22条の規定にかかわらず、設立の日から平成6年3月31日とする。
- 4 この規約の一部改正は、平成15年5月29日から施行する。
- 5 この規約の一部改正は、平成18年6月 7日から施行する。
- 6 この規約の一部改正は、平成20年5月28日から施行する。
- 7 この規約の一部改正は、平成31年4月 1日から施行する。